

障がい理解啓発業務企画提案仕様書

1 業務名

障がい理解啓発業務

2 委託期間

契約締結日から令和6年3月31日まで

3 業務の目的

本委託業務は、障がい理解啓発業務に係る全般的な支援を目的とする。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（通称：障害者差別解消法）が改正され、令和6年4月1日から事業者による合理的配慮の提供が義務化されることに伴い、市内の事業者が障害者差別解消法の内容を正しく理解し、実践できるよう、広く効果的な周知啓発を行う。

4 業務内容等

(1) 理解啓発動画作成

①動画の種類

実写又はアニメーションとする。動画本数は、10分程度（全編再生用/チャプター再生用の2パターン）、3分程度（ショート版①）、30秒程度（ショート版②）の3本とする。

②動画制作に係る素材

原則、受託者で用意する。委託者が所有する情報やデータを使用したい場合は、委託者と協議の上、提供する。

なお、委託者及び受託者以外の第三者が所有する素材を用いる場合には、受託者が著作権処理等の手続きを行うこと。

③啓発の範囲

宮崎市内の全事業者（規模の大小を問わない）を対象とする。

④啓発の手法

委託者がアカウントを所有する SNS（LINE、YouTube、Facebook、Twitter 等）を用いて行うが、それ以外にもテレビ CM やウェブ広告等、広く提案を募集する。

⑤動画の作成・撮影等

動画の作成・撮影等に係る費用は、受託者が負担する。

撮影場所は、委託者と協議の上決定し、関係機関等への許可手続等が必要となった際には、受託者が当該手続を行うこと。なお、出演者にかかる肖像権の問題が発生しないよう、受託者が権利処理等の手続を行うこと。

⑥編集作業

必要に応じて、字幕やナレーション、音楽等を適宜活用すること。

⑦映像の加工・編集

成果品については、宮崎市ホームページへのアップロード（YouTube 等への配信含む）、委託者が実施する講義等での上映等（プロジェクタを介し、スクリーンに投影）を予定しているため、それらに対応できるよう加工・編集を行うこと。

⑧コンセプト

- ア．宮崎市内の全事業者（規模の大小を問わない）が、改正障害者差別解消法の内容を正しく理解し、実践できるものとする。
- イ．改正障害者差別解消法が施行される時期、法律の内容、事業者による合理的配慮の具体的な事例を入れること。（例：障がい種別ごとの接客時の合理的配慮例）
- ウ．動画の内容は、宮崎市ならではのテイストや要素を含むこと。

(2) その他

スケジュールについて、改正障害者差別解消法の施行日である令和6年4月1日までに、周知を終えるものとする。

また、理解啓発動画以外にも、周知啓発の手法があれば広く提案を募集する。

5 成果物（納品）

動画とそれに付随する成果物（デジタルデータ、紙媒体等）については委託者と協議したうえで必要な記録メディアにて必要な部数を提出する。

なお、本業務の成果物及び本業務実施に当たり、新規に作成、撮影したもの等に関する所有権、著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）及び利用権は、委託者に帰属するものとする。

6 守秘義務

受託者、委託者が承認した場合を除き、業務上知り得た情報を第三者に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。本契約が終了した後、又は解除された後においても同様の取扱いとする。

7 その他

- (1) 受託者は、業務遂行に当たり、本業務の目的を十分理解した上で、成果物を期限までに納品できるようスケジュール管理を徹底し、十分な体制で臨むこと。（必要に応じて、定期的に進捗確認を行う場合がある。）
- (2) 動画の編集内容の最終決定までに、動画の内容を委託者が確認し、必要に応じて修正や指示を行うことのできる機会を複数回（3回以上）設けること。
- (3) 原則として、本業務の全部又は一部を第三者に再委託してはならない。ただし、事前に書面にて報告し、本市の承諾を得た時はこの限りではない。
- (4) 本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、委託者と協議の上、決定する。